

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により業務の受託者を選考するので、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県基幹的情報発信業務

(2) 業務の内容

マスメディアを活用して鳥取県の魅力を全国に発信し、鳥取県の認知度及び好感度を高めるため、別添1鳥取県基幹的情報発信業務委託仕様書に基づき、以下の業務を行う。

ア パブリシティ活動

イ プレスリリースの配信

ウ 全国及び首都圏の情報のモニタリング

エ 情報発信に係るアドバイザー

オ 効果測定

カ 広報研修の開催

キ その他

(3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

金20,000千円

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア イベント・広告・企画の広告・広報

イ イベント・広告・企画のイベント企画・運営

ウ その他の委託等のその他

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年1月23日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより5の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の（2）の場所に必ず連絡すること。

(4) 令和6年1月19日（金）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 令和6年1月19日（金）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 審査会の設置

(1) 別添3鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル選考審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、企画提案書を審査するため、「令和6年度鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル選考審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

- (2) 審査会は4名以上で構成する。
- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 選定方法

(1) 評価方法

各審査委員が(2)に基づき、個別に評価採点し、最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

(2) 審査項目

審査委員(4名以上)は、企画提案書等を書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答により審査する。詳細は、審査要領による。

(3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果の通知は、令和6年2月20日(火)に文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/315694.htm>)で公表するものとする。

イ 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

ウ 公表の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。

5 応募手続

(1) 書類の提出先及び問合せ先

鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課 とっとり発信担当(担当:渡部)

所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話番号 0857-26-7097 ファクシミリ 0857-26-8122

電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 実施要領等の交付

令和6年1月19日(金)から同月26日(金)までの間にインターネットの鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/315694.htm>)から入手するものとする。

(4) 参加の表明

本プロポーザルに参加を表明する者は、あらかじめ(1)の場所へ電話連絡の上、令和6年1月26日(金)午後5時までに、参加申込書(様式1)と公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を(1)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。

(5) 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加者は、参加申込書提出の後、別添2鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル提出書類作成要領(以下「提出書類作成要領」という。)に基づき、企画提案書等を作成し、令和6年2月13日(火)午後5時までに持参又は郵便等の方法により正本(1部)及び副本(5部)を(1)の場所に提出するものとする。

ただし、企画提案書等の受領期間は、(4)の参加申込書の提出の日から令和6年2月13日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、郵便等による場合は同月13日(火)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

また、企画提案書等一式をPDFファイルに変換し、同ファイルを保存した電子媒体を併せて(1)の場所に提出すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(6) 企画提案書等の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

ア 2の参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの

イ 「提出書類作成要領」に示す要件を満たしていないもの。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

(7) 提案者の失格

審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

(8) 著作権の取扱

ア 4(1)により最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 4(1)により最優秀提案者に選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

ウ 委託者は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(9) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、委託者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(10) 企画提案書等作成に関する質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、電子メールにより令和6年2月2日（金）午後5時までに（1）の場所に提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「鳥取県基幹的情報発信業務について」と記載すること。

また、質問及び回答については、令和6年2月7日（水）午後5時までにインターネットの鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/315694.htm>）で公開する。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

企画提案書等の内容について審査を行うため、次に掲げる日時及び場所において、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

令和6年2月20日（火）（開催場所、開始時間等は別途連絡する。）

(2) 参加資格

ア 本プロポーザルへの参加を表明した者。ただし、参加申込者が多数（8者以上）の場合には必要に応じて書類審査により提案者の選抜を行う。

イ 2の参加資格要件を満たす者であって、5(6)の企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ5(7)の提案者の失格要件に該当しない者とする。

(3) その他

ア プレゼンテーションは25分以内とする。プレゼンテーション終了後は、審査委員からの質疑応答時間を15分設ける。

イ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細について、必要に応じて委託者が別途連絡する。

7 契約の締結

4(1)により最優秀提案者として選定された者と、庁内関係課等による情報発信との重複を避けるための見直し、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更など、契約締結について再度調整を行った上で、見積書を徴して契約を締結する。協議が不調のときは、順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 スケジュール

- (1) 令和6年1月19日（金）県ホームページ掲載（公募開始）
- (2) 令和6年1月26日（金）参加申込書提出期限
- (3) 令和6年2月2日（金）企画提案書等作成に関する質問期限
- (4) 令和6年2月13日（火）企画提案書提出期限
- (5) 令和6年2月14日（水）審査会案内送付
- (6) 令和6年2月20日（火）審査会開催（プレゼンテーション実施）
- (7) 令和6年2月26日（月）審査結果の通知・契約協議開始

10 その他

(1) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 参加経費

本プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル選考実施要領による。